

●入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)(65歳未満の患者)

区 分		標準負担額
一般	(下記以外)	490円
	(例外) 指定難病患者	280円
低所得者(限度額適用区分「オ」)	過去一年間の入院期間が90日以内	230円
	過去一年間の入院期間が90日超	180円

●入院生活療養費・生活療養標準負担額(65歳以上の患者)

区 分		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
①一般の患者 (下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	490円	370円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	450円	370円
②指定難病患者		280円	0円
③厚生労働大臣が定める者(重篤な病状又は集中的治療を要する者等) (指定難病患者、低所得者Ⅰ・Ⅱ・限度額適用区分「オ」を除く)		490円	370円
④低所得者Ⅱ・限度額適用区分「オ」(⑤に該当しない者)		230円	370円
⑤低所得者Ⅱ 限度額適用区分「オ」 (重篤な病状又は集中的治療を 要する患者等)	規則第105条の規定による申請を行った日以前の12月以内の入院 日数が90日以下の者	230円	370円
	規則第105条の規定による申請を行った日以前の12月以内の入院 日数が90日を超える者	180円	370円
⑥低所得者Ⅰ(70歳以上)／(⑦⑧に該当しない者)		140円	370円
⑦低所得者Ⅰ(70歳以上)／老齢福祉年金受給者		110円	370円
⑧低所得者Ⅰ(70歳以上)／(指定難病患者又は重篤な病状又は集中的治療を要する者等)		110円	370円